

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官

この度、下記により最低価格落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年3月13日
- (4) 納 入 場 所 林野庁国有林野部経営企画課経営計画班
(農林水産省林野庁北別館8階 ドアNo. 北812)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は、「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 下記7の提出書類の提出期限の日から、下記8の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、全構成員は、上記（1）から（4）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記7に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
- ② 規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、

明確に記載すること。

(6) 以下の技術的要件を満たしていること。

- ① 空中写真ネガフィルム（23cm×23cm規格）と同等の特殊ネガフィルムの現像等の取扱い経験があること。
- ② 測量士の資格を有する職員を雇用していること。
- ③ 空中写真データ及びオルソデータの取扱い経験があり、デジタル管理・各種デジタル作業の業務の執行体制を保有していること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札方法

入札金額は、上記件名に係る総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁国有林野部経営企画課経営計画班
(農林水産省林野庁北別館8階 ドアNo. 北812)
電話番号：03-3502-8347
- (2) 日 時 令和7年11月26日～令和7年12月15日（ただし、行政機関の休日を除く。）
午前10時～午後5時
(入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)
のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、5(1)まで電話で問い合わせること。)
- (3) 入 札 説 明 書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書（案）を含む。
- (4) 入 札 説 明 会 実施しない。

6 必要書類等

- (1) 2の(3)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写し
- (2) 2(6)①から③までの内容を明らかにした書類（②から③までについては、資格証明書の写し及び執行体制のわかるもの）各1部
- (3) 共同事業体による入札を実施する場合は、2(5)を証明する書類の写し
なお、入札者は、当該証明書類に関し、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し義務を履行しない場合は落札決定の対象としない。

7 入札書及び必要書類等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 (紙入札による場合) 林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係(農林水産省林野庁本館7階 ドアNo. 本759)
(入札書は支出負担行為第1係に設置してある入札箱に投函すること。)
(電子入札による場合) 電子調達システムにより提出する。
- (2) 提出期限 令和7年12月15日(月曜日)午後5時
(ただし、郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)による入札書の受領期限及び電子入札システムにて入札書を提出する場合の14に示す通知書写しの提出期限については、令和7年12月15日(月曜日)午後5時とする。)

8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施する。

- (1) 場所 林野庁入札室(農林水産省林野庁本館7階 ドアNo. 766)
- (2) 日時 令和7年12月16日(火曜日)午後2時00分

9 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金 免除する。

12 契約書作成の要否 要

13 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

14 入札における留意点

入札書を提出する際には、2の(3)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第1係(本館7階 ドアNo. 本759)へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。なお、電子調達システムにて入札書を提出する場合は、必ず当該通知書の写しを7の(2)の期限までに同システムにて提出すること。

15 その他

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札心得、入札公告、調達における情報セキュリティ基準及びこの入札説明書並びに契約条項及び調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項を了知の上、入札しなければならない。

イ 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)を御覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入 札 心 得

（総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受領しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(低入札価格調査制度、調査基準価格)

第7条 農林水産省所管に係る製造その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(調査基準価格)に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第8条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び入札者(入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知する。

(同価格の入札)

第9条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第12条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(代 理 人 氏 名)
(復 代 理 人 氏 名)

¥

ただし、「令和 7 年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、(復) 代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する「令和 7 年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

令和 年 月 日

住	所
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
代 理 人 所 属 先 住 所	
代 理 人 所 属 先 ・ 役 職	
代 理 人 氏 名	

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1． 用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。
- 2． 復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

請 負 契 約 書

- 1 件 名 令和7年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務
- 2 仕 様 等 別添仕様書のとおり
- 3 請 負 金 額 金 〇〇〇 円
(うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円 ・ 消費税率10%)
- 4 履 行 期 限 令和8年3月13日(金曜日)
- 5 納 入 場 所 別添仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 林野庁長官 小坂 善太郎(以下「甲」という。)(登録番号T8000012050001)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、令和7年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務について請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の仕様等に基づき業務を履行し、頭書の仕様等に定める成果品を甲に納入するものとする。
- 2 仕様等に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

(検査)

- 第2条 甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)は、乙から前条に規定する成果品の提出を受けた場合は、これを受理した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該請負業務の内容の全部又は一部が本契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めること

ができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該請負業務が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(請負代金の請求、支払等)

第3条 乙は、第2条第1項に定める検査に合格し、甲への全ての納入及び納入についての甲の確認が完了したときは、所定の手続により請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。

(乙の履行遅延)

第4条 乙は、頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

2 甲は、乙が頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、遅延利息として頭書の納入期限の翌日から成果物の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3パーセントの割合で計算した金額の支払いを乙に請求することができる。

ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

(請負事業の監督、調査等)

第5条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

2 甲は、必要があると認めたときは、業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(仕様書等の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

(契約の解除等)

第7条 甲は甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除し、又は改定することができる。この場合、請負代金を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合。

(2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合、又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合。

(3) 乙が、この契約に関し不正行為を行った場合。

(4) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合。

(5) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合。

3 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(契約不適合責任等)

第8条 成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）である場合において、甲が検査完了後1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害の賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、検査完了時において乙が当該不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該不適合が乙の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。

2 成果物に関して契約不適合がある場合には、甲は、乙に対し、相当の期限を定めて当該契約不適合の履行の追完の請求等を行うことができる。

3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除による違約金)

第9条 甲は、前条第2項第1号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第11条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙

又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（再委託の制限）

第14条 乙は、請負業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「受託者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

2 乙は、この請負業務達成のため、請負業務の一部を受託者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該受託者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本請負業務の仕様書において上記内容が記載されている場合にあつては、甲の承認を得たものとみなす。

4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

5 乙は、この請負業務達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。

6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。

8 再委託する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務であつて、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

（成果物に係る権利関係）

第15条 本業務における成果品の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利並びに民法（明治29年法律第89号）第206条に定める所有権は、請負者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

また、成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者

は、当該既存著作物の内容について、事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、請負者は、本業務の成果品を、発注者の了承を得ずに、発注者への納品用途以外に利用してはならない。

また、請負者は農林水産省に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、さらに、第三者をして行使させないものとする。

（秘密の保持）

第16条 甲及び乙は、この契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（損害賠償）

第17条 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害の賠償を行うものとする。

（協議）

第18条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第19条 この契約について、甲、乙協議を要するものにつき協議が調わないとき又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1－2－1
支出負担行為担当官
林野庁長官 小坂 善太郎

乙 住所
氏名

令和 7 年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務仕様書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、支出負担行為担当官林野庁長官 小坂 善太郎（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に対し依頼する、「令和 7 年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 本業務は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく公共測量成果を林野庁の日常業務における使用を始め、広く国民の利用に供する体制を整えるため、長期にわたる保存により劣化が生じ始めた既存のネガフィルムを順次スキャニングしてデジタルデータ化するとともに、スキャニングした空中写真データについて、公共測量精度を確保するため精度分析を実施するものである。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務の実施に当たり乙は、請負契約書及び林野庁測定規程（令和 3 年 4 月 28 日付け 2 林国業第 19 号林野庁長官通知）のほか、以下の関係法令等に基づき業務を履行すること。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (3) その他関係法令及び諸規則等

(疑義)

第 4 条 業務上不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。

第 2 章 業務概要

(業務の概要)

第 5 条 本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 林野庁が指示するネガフィルムのスキャニングによる空中写真データを作成する。
スキャニングするネガフィルム枚数は、約 5,000 枚とする。
- (2) 作成した空中写真データについては、精度分析を実施する。

(業務実施計画)

第6条 本業務の実施に当たって、乙は、作業の方法、使用する主要な器機、要員、日程等について監督職員と事前に協議の上、適切な業務実施計画を作成するものとする。

なお、画素情報の劣化を抑えるため、適切なスキャナー及び再配列手法を採用するものとする。

(空中写真データの作成)

第7条 空中写真データの作成は、ネガフィルムを適切に読み込み可能なスキャナーを用い、林野庁測定規程の手順のほか、以下により実施するものとする。

- (1) スキャナーは、位置精度を確保された写真測量用スキャナーとする。
- (2) スキャナーに用いる格子板は、5×5点以上の格子密度を有し、230 ミリメートル×230 ミリメートル範囲の幾何精度を検証可能な精密格子板とし、第三者機関による検定を受けたものとする。
- (3) 画素寸法を21 μ m以下、色階調はモノクロの場合は8bit以上、カラーの場合はR.G.B各色8bit以上でスキャニングするものとする。
- (4) スキャニング作業に当たっては、スキャナー架台及びネガフィルムに付着したゴミ、汚れ、ホコリを除去するものとする。
- (5) ネガフィルムの色調を調査し、各色8bit以上、過不足なくデジタル化されるように、色調補正の設定を行うものとする。
- (6) 画像圧縮は、行わないものとする。
- (7) メタデータは林野庁メタデータ仕様書によるものとする。
- (8) 画像ファイルの名称は以下のとおりとする。

【例「200_D_2013_13_0_001_N_002_0」の場合】

- ・ 200： 撮影計画機関（都道府県 101～147、林野庁 200、地理院 300）
- ・ D： デジタルカラー（D：デジタルカラー、M：アナログモノクロ、C：アナログカラー）（M,C はネガフィルムからスキャニングする場合）
- ・ 2013_13： 撮影地区指定番号コード「13-13」
- ・ 0： 撮影指定番号支番コード
- ・ 001： コース番号
- ・ N： コース補備コード（N：補備なし、A：補備あり）
- ・ 002： 写真番号コード
- ・ 0： 非圧縮ファイル（0：非圧縮ファイル、1：圧縮ファイル）

(精度分析(品質評価))

第8条 スキャニング後の空中写真データについては精度分析を行い、その精度管理表を添付して納品することとする。

精度分析を行う成果品の数量は、空中写真データの各地区各コースの前半1枚後半1枚ずつとする。

空中写真データについては、公共測量成果としての精度を確保するため、林野庁測定規程に適合した精度となるようにする。

以下に具体的な精度分析ポイントを記載する。

(1) 指標精度

○ 指標の残存誤差は、フィルム上に換算して最大値が0.03mm以内とする。

(2) 色調等

○ 濃度及び鮮明度の良否

(3) ボケ、ブレ、ノイズ、データ漏れ、データ異常等

○ 有無とその程度

○ ノイズ、データ異常等の有無とその程度

(4) 編集等

○ 編集事項の誤り及び脱落の有無

(5) 標定図ファイル等

○ 記載表示事項の誤り、脱落及び主点位置のずれの有無

(6) メタデータ

○ メタデータの添付状況、記載内容の状況(記載漏れ等)の可否

第3章 成果品その他

(成果品)

第9条 成果品は以下の納品内容とし、対象地区全域をハードディスクに2式納品することとする。なお、ハードディスクはBitLockerでの暗号化が必須であるため、農林水産省のGSS環境で使用可能であるかについて、事前に担当部署に確認すること。

(1) 空中写真データ1 (TIFF形式、パנקロ、RGB)	1式
(2) 撮影標定図 (インデックスファイル)	1式
(3) メタデータ	1式
(4) 作業報告書	1式
(5) 精度管理表	1式
(6) その他甲が必要と認める資料	1式

(デジタルデータの管理体制の確保等)

第10条 デジタルデータの取扱いについては、インターネットを介して情報が漏れないようPCの操作環境には十分注意することとし、以下の対応をとることとする。

る。

(1) デジタルデータの管理体制の確保

① 乙は、デジタルデータを適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第6条の業務実施計画に記載するものとする。

② 乙は次の事項に関するデジタルデータの管理体制を確保するものとする。

ア 本業務で使用するPC等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

イ デジタルデータの保存等に関するセキュリティ対策

ウ デジタルデータを移送する際のセキュリティ対策

(2) 事故の発生時の措置

乙は、本業務の履行に関して取り扱うデジタルデータについて何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに甲に届け出るものとする。この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(業務実施にあたっての注意事項)

第11条 ネガフィルムの取扱いについては、唯一無二の貴重な国有財産であることから、慎重かつ丁寧に行うこととし、別添「空中写真ネガフィルムの取扱い、管理等に関する指示」を厳守することとする。

(必要な経費の負担)

第12条 本業務の実施に当たり、必要となる日常的な機器等の環境整備及び遂行に要する経費については、甲が提供するものを除き、乙の負担により用意するものとする。

(その他)

第13条 各項目で定めるもののほか、業務の遂行上必要な事項については、別途甲が指示するものとする。

第14条 受注者は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律49号）

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

(4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)

第 15 条 環境負荷低減への取組

請負者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式(別紙 1)を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第 16 条 その他

本業務の実行上、不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。

空中写真ネガフィルムの取扱い、管理等に関する指示

1 目的

この指示は、空中写真ネガフィルムの取扱い、輸送、保管、管理、作業室等に関する条件等を詳細に定め、適切な空中写真フィルムの取扱い、管理等を行うことを目的とする。

2 適用範囲

この指示は、林野庁が保管・管理している空中写真フィルム全部を対象とし、令和7年度空中写真ネガフィルムのデジタル化業務に適用するものである。

3 空中写真ネガフィルムの取扱

林野庁が保管・管理する空中写真ネガフィルムは、唯一無二のオリジナルネガフィルムであり再生不能な貴重なものであることから、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 空中写真ネガフィルムは、キズ、泥損、ペコ、折り曲げ、破れなどを起こしてはならないため、作業を行う際には細心の注意を持って取り扱うこと。
- (2) 酢酸セルロースフィルムは、経年変化のほか周囲の環境の影響により加水分解を起こし、分解が進行することで可塑剤の析出、フィルムベースの平滑性の喪失、可塑剤の再結晶化による画像の不可視化が発生し、画像記録媒体としての機能を喪失することが知られていることから、直射日光、高温下等での放置は絶対にしないこと。
- (3) 作成してから50年以上の年月が経過しているフィルムは、フィルムの状態として、カール、カビ等の付着、破れ、キズ、ペコ等が生じているものがあるため、その取扱いについては細心の注意を図ること。
- (4) 受注者は空中写真ネガフィルムの取扱いについて、作業員への指導徹底を図ること。

4 空中写真ネガフィルム受渡し及び輸送

空中写真ネガフィルムの受渡し及び輸送は、次のとおりとする。

- (1) 空中写真ネガフィルム受渡しは、現在、林野庁等による公共測量成果等の保管委託を受けている国土地理院（以下「管理機関」という。）を通して行うこととする。
 - ① 管理機関から直接空中写真ネガフィルムの引渡しを受けるものとする。
 - ② 返却についても、①と同様に管理機関に直接返却するものとする。
- (2) 空中写真ネガフィルムの輸送は、受注者の作業員が自ら行うこと。宅配便等の輸送は、事故等による責任が不明確なため取り扱わないこととする。また、特殊ネガフィルムの破損等の防止の観点から、原則として片道4時間以上の長距離輸送は認めない。
- (3) カットフィルムは、専用格納ファイルに保管するとともに、輸送時に高温・高湿にならないように、専用運搬容器を用いて輸送すること。

5 輸送時の注意事項

空中写真ネガフィルムの輸送に当たっては、次の注意事項を遵守すること。

- (1) 輸送時には、専用運搬容器に直射日光が当たらないように留意すること。
- (2) 車輸送の場合は、車内温度が高温にならないよう留意すること。
- (3) 輸送中には、空中写真ネガフィルムの盗難等に留意し長時間放置しないこと。
- (4) 車輸送では、細心の注意を図り、交通事故等がないよう留意すること。

6 現像業者の作業場等での空中写真フィルムの保管・管理

現像業者の作業場等における空中写真フィルムの保管・管理は次のとおりとする。

- (1) 空中写真ネガフィルムの保管場所は、施錠できる場所とし、直射日光が直接空中写真ネガフィルムに当たらないようにすること。
- (2) 保管場所では、温度・湿度に注意し、高温・高湿及び低湿にならないように配慮する

こと。また、空中写真ネガフィルムに直接冷暖房等の送風が触れないように留意すること（気温 23 度前後、湿度 30～60%程度）。

(3) 空中写真ネガフィルムの管理責任者を決め、保管・管理の徹底を図ること。

7 空中写真ネガフィルムの作業での取扱い・管理

作業での空中写真ネガフィルムの取扱い・管理は次のとおりとする。

- (1) 作業場所は、空中写真ネガフィルムにホコリ、ゴミ等が付着しないよう、清掃及び整理を行うこと。
- (2) 作業場所は、高温・高湿にならないよう、作業に支障のない温湿度管理を行える場所であること。
- (3) 作業場所は火気厳禁とすること。
- (4) 作業中に空中写真ネガフィルムに、キズ、泥損、ペコ、折り曲げ、破れ等が起きないように、作業者に徹底を図ること。
- (5) 作業中に空中写真ネガフィルムを不用意に放置することのないよう、その取扱い・管理の徹底を図ること。

林野庁メタデータ仕様書

1. メタデータの定義

本メタデータは JMP2.1 による。

2. 記述項目

メタデータ記述要領を参照。

3. メタデータサンプル

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<MD_Metadata xsi:schemaLocation="http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp/ http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp/JMP20.xsd"
xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xmlns="http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp/"
xmlns:jmp20="http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp/">
  <identificationInfo>
    <MD_DataIdentification>
      <citation>
        <title>09-12 第 4 知床・羅臼</title>
        <date>
          <date>2009-12-31</date>
          <dateType>001</dateType>
        </date>
      </citation>
      <abstract>森林法第 5 条の規定に基づく国有林の地域別の森林計画樹立、民有林の地域森林計画樹立に必要な基
礎資料の作成目的として空中写真撮影を行い、作成された空中写真データ及びオルソデータです。
この作業単位は、
撮影地区名「第 4 知床・羅臼」、撮影地区指定番号「09-12」であり、
計画面積「1496 平方キロメートル」、空中写真データの地上解像度「0.3 メートル以下」、オルソデータの地上解像度
「0.5 メートル以下」で計画されています。</abstract>
      <language>
        <isoCode>jpn</isoCode>
      </language>
      <characterSet>023</characterSet>
      <topicCategory>010</topicCategory>
      <topicCategory>013</topicCategory>
      <extent>
        <geographicElement>
          <EX_BoundingPolygon>
            <extentTypeCode>1</extentTypeCode>
            <extentReferenceSystem>
              <authority>
                <title>国土交通省告示第 9 号</title>
                <date>
                  <date>2002-01-10</date>
                  <dateType>001</dateType>
                </date>
              </authority>
              <code>JGD2000 / 13 (X, Y)</code>
            </extentReferenceSystem>
            <polygon>
              <polygon>
                <exterior>
                  <LinearRing>
                    <coordinates>60000, 30000 60002, 30000 60002, 30002 60000, 30002</coordinates>
                  </LinearRing>
                </exterior>
              </polygon>
            </polygon>
          </EX_BoundingPolygon>
          <EX_GeographicDescription>
```

```
<geographicIdentifier>
  <authority>
    <title>標準地域コードリスト</title>
    <date>
      <date>2009-01-19</date>
      <dateType>001</dateType>
    </date>
  </authority>
  <code>北海道</code>
</geographicIdentifier>
</EX_GeographicDescription>
</geographicElement>
</extent>
</MD_DataIdentification>
</identificationInfo>
<distributionInfo>
  <MD_Distribution>
    <distributionFormat>
      <MD_Format>
        <name>空中写真データ : TIF</name>
        <version>6.0</version>
      </MD_Format>
    </distributionFormat>
  </MD_Distribution>
</distributionInfo>
<fileIdentifier>H21K1_09-12</fileIdentifier>
<language>
  <isoCode>jpn</isoCode>
</language>
<characterSet>004</characterSet>
<hierarchyLevel>005</hierarchyLevel>
<contact>
  <organisationName>林野庁（経営企画課）</organisationName>
  <contactInfo>
    <phone>
      <voice>03-3502-8347</voice>
      <facsimile>03-3591-6319</facsimile>
    </phone>
    <address>
      <country>jpn</country>
    </address>
  </contactInfo>
  <role>011</role>
</contact>
<dateStamp>2009-10-06</dateStamp>
<metadataStandardName>JMP</metadataStandardName>
<metadataStandardVersion>2.1</metadataStandardVersion>
</MD_Metadata>
```

メタデータ記述要領 v2.4.2

この記述要領は、国土地理院より配布されている「公共測量用メタデータエディタ ver2.4.2」を利用して、「空中写真ネガフィルムのデジタル化業務仕様書」に規定されているメタデータの作成を行う際の入力方法を紹介するものです。「2. 入力内容」以降は「公共測量用メタデータエディタ ver2.1」の内容ですが、「公共測量用メタデータエディタ ver2.4.2」でも同様に入力してください。

1. メタデータエディタ

「公共測量用メタデータエディタ ver2.4.2」は以下の URL からダウンロードできます。

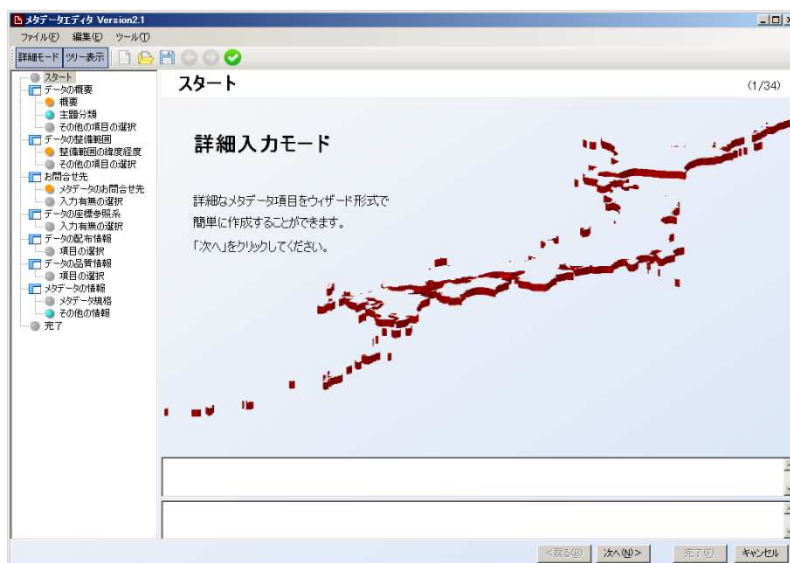
<https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41027.html>

2. 入力内容

以下のように記述します。記述内容は《 》内にゴシックで示します。

赤字は撮影地区ごとに異なるものです。

1) 詳細入力モードにします。



2) データの概要 : 概要

① データの要約 :

※1 デジタル撮影の場合

《森林法第5条の規定に基づく国有林の地域別の森林計画樹立、民有林の地域森林計画樹立に必要な基礎資料の作成を目的として「デジタルカメラ（近赤外データを含む）」による空中写真撮影を行い、作成された空中写真データ及びオルソデータです。

この作業単位は、

撮影地区名「第〇〇〇〇〇〇」、撮影地区指定番号「C13-△△」であり、
計画面積「◆◆◆◆平方キロメートル」、空中写真データの地上画素寸法「0.3メートル以内」、オルソデータの地上画素寸法「0.5メートル以内」で計画されています》

※2 アナログ撮影の場合

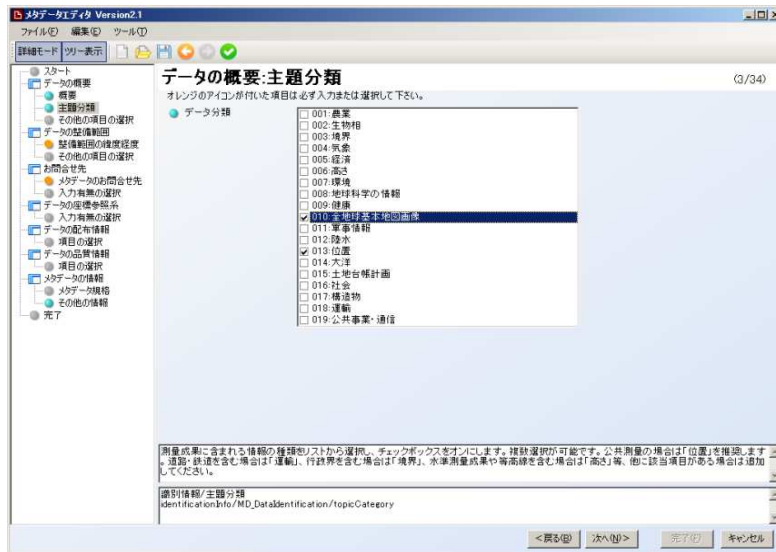
《森林法第5条の規定に基づく国有林の地域別の森林計画樹立、民有林の地域森林計画樹立に必要な基礎資料の作成を目的として「アナログカメラ」によるカラーの空中写真撮影を行い、作成された空中写真データ及びオルソデータです。

この作業単位は、

撮影地区名「第〇〇〇〇〇〇」、撮影地区指定番号「C13-△△」であり、
計画面積「◆◆◆◆平方キロメートル」、空中写真の撮影縮尺は「1/16,000」です。
空中写真データは、写真測量用スキャナを用い、ネガフィルムを解像度〇〇μmで数値化したものであり、オルソデータの地上画素寸法「0.5メートル以内」で計画されています。》

- ② “データの言語” ドロップダウンリストから《jpn: 日本語》を選択します。
- ③ “空間データ名（作業名）” に《C13-△△第〇〇〇〇〇〇》と入力します。
- ④ “データの日付（納品日）” ドロップダウンカレンダーから《納品日》を選択し、さらに ドロップダウンリストから《001: 作成日》を選択します。
- ⑤ “データの文字コード” ドロップダウンリストから《023: shiftJIS》を選択します。

3) データの概要 : 主題分類



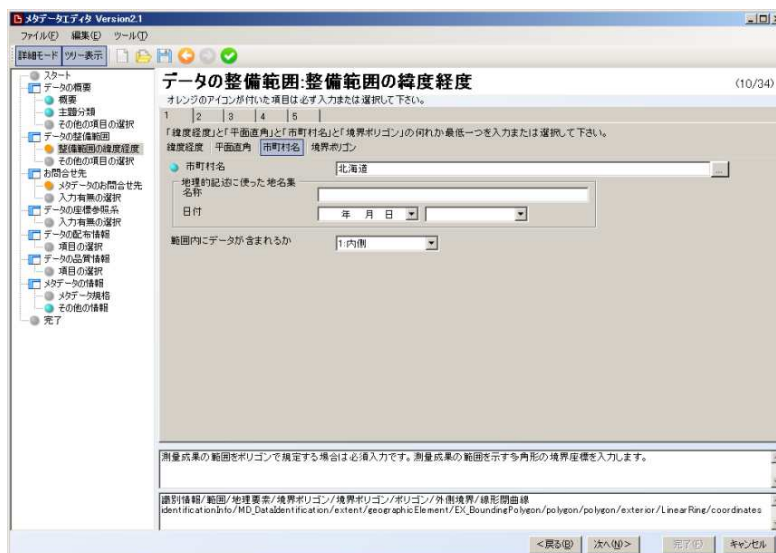
① データ分類：

《010:全地球基本地図画像、013:位置》にチェックを入れます。

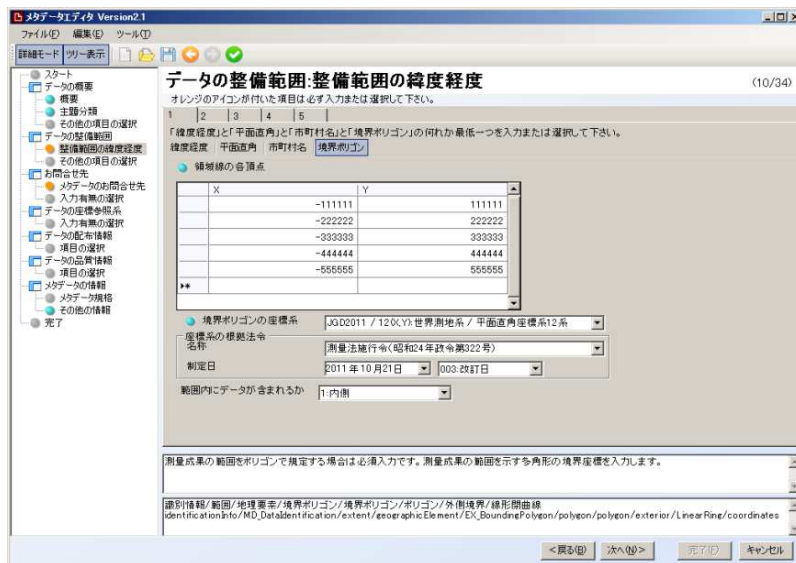
4) データの概要 : その他項目の選択

記述しません。

5) データの整備範囲 : 整備範囲の緯度経度

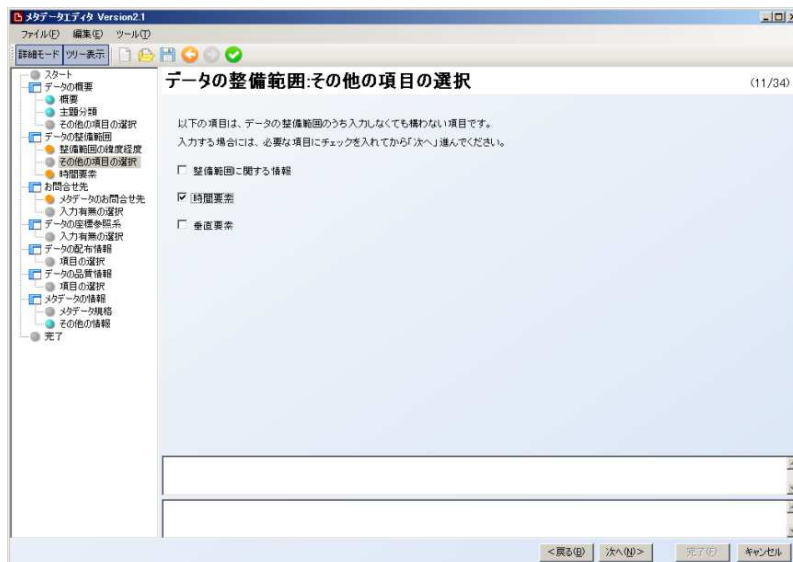


- ・1～5 までのタブのうち“1”を選択します。
 - ・さらに“市町村名”タブを選択します。
- ① 「製品仕様書」3.4. 地理記述 にある《都道府県名》を入力します。



- ・さらに“境界ポリゴン”タブを選択します。
- ② 「製品仕様書」1.3. 空間範囲 にある領域線の《**各頂点座標**》を入力します。
- ③ “境界ポリゴンの座標系” をドロップダウンリストから選択します。
- 「製品仕様書」1.3. 空間範囲の範囲参照系と《**同じ参照系**》を選択します。
- ドロップダウンリストを選択すると、図にあるように“座標系の根拠法令”及び“制定日”が自動で入ります。

6) データの整備範囲 ：その他項目の選択



- ① “時間要素” にチェックを入れます。

7) データの整備範囲 : 時間要素

- ① “データが収集された期間” をそれぞれドロップダウンカレンダーから選択し、入力します。

《撮影の開始日》と《撮影の終了日》とします。

8) お問い合わせ先 : メタデータのお問合せ先

- ① “組織名” に《林野庁》と入力します。

- ② “役割” はドロップダウンリストから《011: 著作権者》を選択します。

・さらに“必須外項目”にチェックを入れ、

- ③《電話番号》を入力します。

※電話番号は「03-3502-8347」です。

- 《入力しない》 にチェックを入れます。

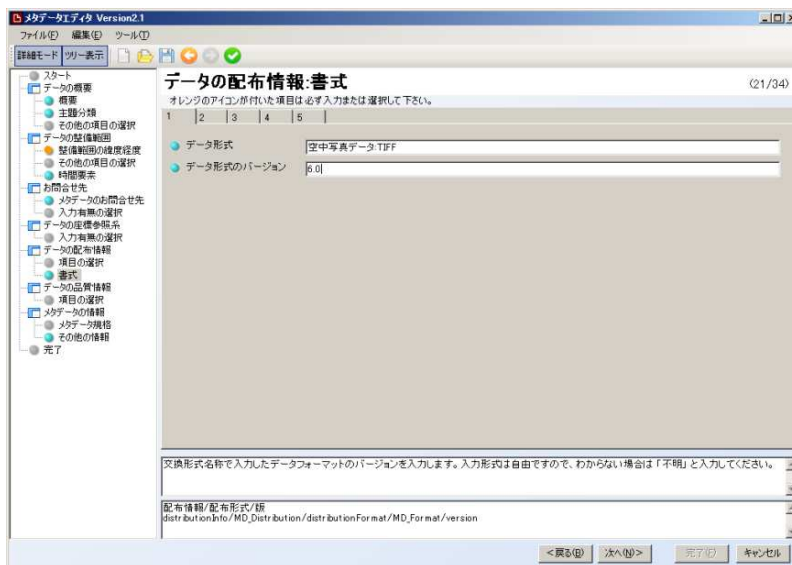
- 《入力しない》 にチェックを入れます。

11) データの配布情報 : 項目の選択



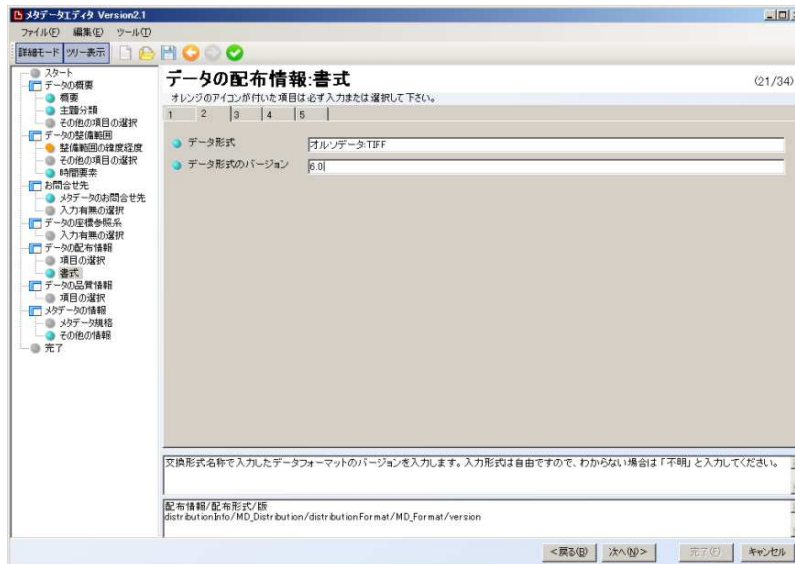
- ・《書式》にチェックを入れます。

12) データの配布情報 : 書式



- ・タブ “1” を選択します。

- ① “データ形式” に《空中写真データ:TIFF》 と入力します。
- ② “データ形式のバージョン” に《6.0》 と入力します。



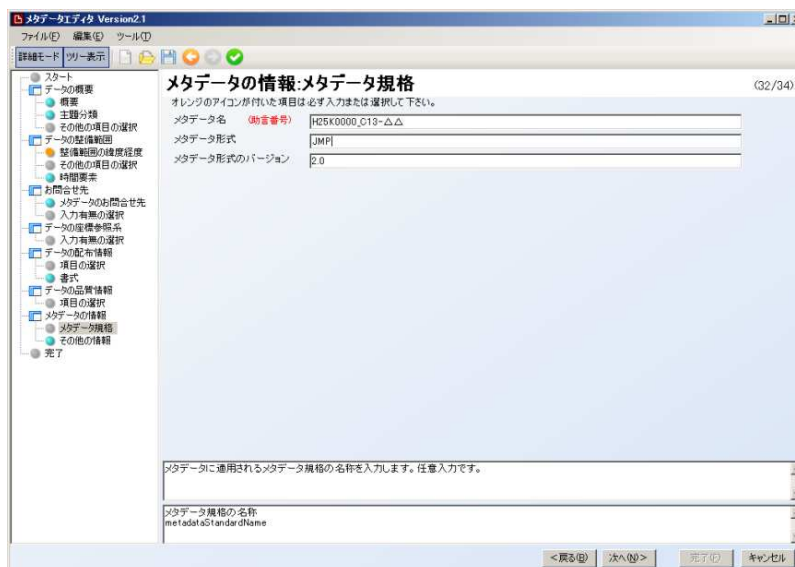
- ・タブ “2” を選択します。

- ③ “データ形式” に《オルソデータ:TIFF》 と入力します。
- ④ “データ形式のバージョン” に《6.0》 と入力します。

13) データの品質情報 : 項目の選択

- ・チェックを入れません。

14) メタデータの情報 : メタデータ規格



- ① “メタデータ名”に《**助言番号**》を入力します。
→ (例) 《**H25K0000_C13-△△**》
- ② “メタデータ形式”に《**JMP**》と入力します。
- ③ “メタデータ形式のバージョン”に《**2.0**》と入力します。

15) メタデータの情報 : その他の情報

メタデータエディタ Version2.1

ファイル(F) 編集(E) ツール(T)

詳細モード ツリー表示

スタート

データの概要

データの品質情報

メタデータ情報

その他の情報

完了

メタデータの情報:その他の情報 (33/34)

オレシジのアイコンが付いた項目は必ず入力または選択して下さい。

シリーズのメタデータ名

メタデータが供給される階層レベルの名称

メタデータの作成日

メタデータの言語

メタデータの文字コード

メタデータの適用範囲

001:属性

002:属性型

003:収集用機器

004:収集作業

005:データ集合

006:シリーズ

階層レベルより上位の階層があれば必須入力です。シリーズについてのメタデータなど、親のメタデータが作成されている場合にその識別子を入力します。例えば、国土地理院の経緯地座標500(空間データ基盤)シリーズのメタデータが存在していた場合の親識別子は、「nm2500series」のようになります。

親識別子

parentIdentifier

<戻る(B)> >次へ(N)> 完了(O) キャンセル

- ① “シリーズのメタデータ名”は記述しません。
- ② “メタデータが供給される階層レベルの名称”は記述しません。
- ③ “メタデータ作成日”に《**納品日**》を記入します。
- ④ “メタデータの言語”ドロップダウンリストから《**jpn:日本語**》を選択します。
- ⑤ “メタデータの文字コード”ドロップダウンリストから《**004:utf8**》を選択します。
- ⑥ “メタデータの適用範囲”は《**005:データ集合**》にチェックを入れます。

以上

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）